



県章

群馬県報

平成24年
3月16日(金)
第8976号

目次

ページ

告 示

○特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定の告示の一部改正(環境保全課)	2
○特定工場等において発生する騒音について規制する地域等の指定の告示の一部改正(同)	5
○特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域等の指定の告示の一部改正(同)	9
○飲食店営業等に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定の告示の一部改正(同)	9
○騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域及び騒音に係る環境基準に掲げる幹線交通を担う道路の指定の告示の一部改正(同)	9
○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の告示の一部改正(同)	10
○群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第17の付表の第1号に規定する区域の区分の指定の告示の一部改正(同)	11
○特定計量器の定期検査の実施(産業政策課)	11
○道路の供用開始(道路管理課)	12
○同	12
○土砂災害警戒区域等の指定(砂防課)	13

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・ボランティア推進課)	15
○同	16
○肥料の登録有効期間の更新(技術支援課)	16
○土地改良事業計画の変更に係る縦覧(農村整備課)	17
○土地改良区役員の就退任の届出(同)	17
○宅地建物取引業法第67条第1項の規定による公告(監理課)	17
○道路の指定(建築住宅課)	18
○道路位置の指定(同)	18
○建築基準法第77条の35の5第2項による公告(同)	19

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	19
-----------------------	----

■ 告 示

◎群馬県告示第94号

特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定の告示（昭和47年群馬県告示第108号）の一部を次のように改正し、平成24年3月31日から施行する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

表桐生市の部第3種区域の項2中「同新川天神」を「同新川宿十字路」に改め、同項3中「同新川宿十字路」を「同新川天神」に改め、同部第4種区域の項1中「及び工業地域」を「工業地域及び工業専用地域」に改め、同項2（4）中「菱町一丁目」を「菱町二丁目」に改め、同表沼田市の部第2種区域の項1を削り、同項2中「用途地域」を「第3種区域及び第4種区域」に改め、同項2を同項1とし、同項3を同項2とし、同項4中「国道120号線」を「国道120号」に改め、同項4を同項3とし、同項5中「市道高平モモガイ線、同生枝岩室線、同白沢川場線、同上古語父利南線及び同蓬田萩室線」を「市道高平・モモガイ線、同生枝・岩室線、同白沢・川場線、同上古語父・利南線及び同蓬田・萩室線」に改め、同項5を同項4とし、同項6を同項5とし、同項7中「利根町追貝字後田、利根町追貝字川端、利根町追貝字原開戸、利根町追貝字広内、利根町平川字伊香原、利根町平川字立沢」を「利根町追貝のうち字後田、字川端、字原開戸、字広内、利根町平川のうち字伊香原、字立沢」に改め、同項7を同項6とし、同項8を同項7とし、同項9中「及び利根町高戸矢」を削り、同項9を同項8とし、同項10中「利根町高戸矢」を削り、「国道120号線」を「国道120号」に改め、同項10を同項9とし、同項11を同項10とし、同部第3種区域の項3中「利根町老神のうち字湯の上及び字折越の区域」を「利根町老神字湯の上のうち第2種区域を除く区域」に改め、同表館林市の部第4種区域の項2中「4まで及び12の区域」を「3までの区域」に改め、同項4を削り、同表渋川市の部第2種区域の項3中「同炭付街道」を「同炭附街道」に、「同梨木」を「同甲梨木、同乙梨木、同丙梨木」に、「同甲中子、同乙中子、同苗松及び同硯石」を「同甲ノ中子、同乙ノ中子、同苗松、同甲ノ硯石及び乙ノ硯石」に改め、同項4中「字東湯中子、同西湯中子」を「字東組、同西組」に改め、同項8中「渋川新治線、市道（子）1028号線、同1027号線、同1027号線の終点と同1059号線の終点を結ぶ直線、同1059号線、同1110号線、同3号線、同1065号線、同2127号線、同2129号線、同2191号線、同2123号線、同2130号線、同2191号線、同8号線、同3号線」を「渋川下新田線、市道4-4024号線、同4-4023号線、同4-4023号線の終点と同4-4028号線の終点を結ぶ直線、同4-4028号線、4-4051号線、同4-4247号線、同4-5014号線、同4-5035号線、林道奥子持線、市道4-6168号線、同4-5034号線、同4-6109号線、同4-6168号線、同4-8号線、同4-4247号線」に、「同戸谷」を「同戸屋」に改め、同項9中「同八木沢、同清水」を「同八木沢清水」に改め、「同一本木」の次に「同八木沢」を加え、「同木ノ間」を「同木之間」に、「同手沢」を「同平沢」に、「同竜王」を「同龍王」に改め、同部第3種区域の項2中「同乙原」を「同乙ノ原」に、「同雷之塚、同甲外野及び同乙外野」を「同雷ノ塚、同甲ノ外野及び同乙ノ外野」に改め、同項3中「中郷字長坂地内市道（子）8号線」を「中郷長坂地内市道4-8号線」に、「主要地方道渋川新治線までの間の」を「主要地方道渋川下新田線までの間の市道4-11号線、」に改め、同表みどり市の部の次に次のように加える。

榛東村	第2種区域	1 大字山子田字十日市、同倉海戸、同川端、同乙倉海戸、同新保、同神田、同北谷地、同申府、同関谷塚、同冠海戸及び同柳沢の区域 2 大字新井字今井、同幡磨、同別分、同南野、同多屋、同梶貝戸、同堂塚、同十二沢、同十二前、同立畦、同長谷津、同判塚、同北原、同高塚、同下新井、同長久保及び同桃泉の区域 3 大字長岡字富沢、同葦海戸、同布海戸、同道城、同大宮、同反田、同大内、同西
-----	-------	--

		帝、同虜海戸、同神薬師、同上野、同平塚及び同梨子木平の区域 4 大字広馬場字下前、同八幡下、同上サ、同井戸尻、同南、同上野及び同宿の区域
	第3種区域	1 大字山子田字御堀、同坂爪、同萱場、同釈迦堂、同中野及び同南野の区域 2 大字新井字堀ノ内、同清水貝戸、同八幡同大川、同堂貝戸及び同戊亥の区域 3 大字長岡字中組、同台、同樋吞沢及び同猪ケ久保の区域 4 大字広馬場字宮室、同入ノ海道及び同中ノ前の区域

表吉岡町の部の次に次のように加える。

上野村	第2種区域	大字乙母、同川和、同勝山及び同新羽、同乙父、同檜原字樽原、同堂所、同黒川のうち国道299号線両側500メートルの範囲の区域
-----	-------	---

表下仁田町の部第2種区域の項12中「同下域」を「同下城」に改め、同部第3種区域の項2中「同畑ケ糸」を「同細ケ糸」に改め、同表下仁田町の部の次に次のように加える。

南牧村	第2種区域	1 大字小沢、同磐戸及び同大日向のうち第3種区域を除く区域 2 大字大塩沢、同千原、同檜沢、同六車、同大仁田、同砥沢、同羽沢、同星尾及び同熊倉の区域のうち国有林及び村有林を除く区域
	第3種区域	1 大字小沢字下叶屋、同上叶屋、同中ノ萱、同城山、同長畑及び同白岩の区域 2 大字磐戸字東磐戸道上、同東磐戸道下、同中磐戸道上、同中磐戸道下、同西磐戸道上及び同西磐戸道下の区域 3 大字大日向字宮ノ平、同日影雨沢、同道の上及び同笠張の区域

表中之条町の部第2種区域の項6中「県道中之条湯河原線」を「主要地方道中之条湯河原線」に、同項13中「合の畑」を「合ノ畑」に、「同八千蒔」を「同八升蒔」に改め、同表東吾妻町の部を削り、同表長野原町の部の次に次のように加える。

嬭恋村	第2種区域	1 大字田代字吾妻山、同舟窪、同上の原、同村内、同河原及び同堰下の区域 2 大字干俣字上の貝、同前田及び同本村の区域 3 大字干俣字熊四郎のうち万座温泉の区域 4 大字大笹字宅地、同不動南木、同塩の島及び同簗木沢の区域 5 大字大前字上神前、同神前、同北村及び同細原のうち村道大笹細原線及び村道大前細原線の南側500メートルの線以南の区域 6 大字西窪字上河原、同前河原及び同下河原の区域 7 大字門貝字東平及び字西平の区域 8 大字三原字天神、同赤羽根、同岩井堂及び同下川原の区域 9 大字鎌原字村下東、同村下西、同宅地東及び同宅地西の区域 10 主要地方道東部嬭恋線の取り付けから地藏峠までの両側500メートルの範囲の区域 11 大字芦生田のうち字下芦生田及び同川原の区域 12 大字袋倉字柿の木平及び同柄松平の区域 13 大字今井字忠四郎、同上前原、同下前原、同井坂及び同半出来の区域 14 大字鎌原字藤原、同立野、同鬼の泉水、同大カイシコ、同モロシコ、同城山、同向原、同当籠、同横築地、同四良戸沢、同中原、同大畑及び同湯本、同上ノ原の区域
	第3種区域	1 大字三原字南、同上川原、同中川原、同下屋及び同反りの区域 2 大字鎌原字笹平の区域

表草津町の部第2種区域の項2中「のうち国有林を除く地域」を「(国有林を除く。)」に改め、同部の次に次のように加える。

高山村	第2種区域	1 国道145号線両側1,000メートルの範囲の区域
-----	-------	----------------------------

		2 県道渋川下新田線のうち国道145号線の南側1,000メートルの地点以南の両側1,000メートルの範囲の区域 3 村道東五領線両側500メートルの範囲の区域
東吾妻町	第2種区域	第3種区域及び第4種区域を除く区域
	第3種区域	用途地域のうち近隣商業地域及び準工業地域の区域
	第4種区域	1 用途地域のうち工業地域の区域 2 大字川戸字宮下及び同出石の区域 3 町道1005線、道495-1、水510-1及び吾妻川の官民界に囲まれた区域 4 大字岩下田野原の区域 5 大字原町のうち75番地2及び75番地3の区域 6 大字矢倉のうち918番地1、919番地1、953番地3、955番地及び956番地の区域 7 大字箱島のうち346番地の区域 8 大字岡崎のうち443番地1、449番地1、450番地1、450番地2、452番地、455番地1、455番地3、455番地4、459番地、460番地1、461番地から465番地まで、467番地1及び468番地1の区域
片品村	第2種区域	大字須賀川、同摺淵、同花咲、同東小川、同鎌田、同越本、同土出及び同戸倉の区域
川場村	第2種区域	1 大字門前、同谷地、同川場湯原、同中野、同萩室、同立岩、同生品及び同天神の区域 2 大字谷地字上界戸から同富士山の間県道富士山横塚線両側100メートルの範囲の区域 3 大字谷地字上界戸から大字川場湯原字別所の間村道上界戸湯原線両側100メートルの範囲の区域 4 大字谷地字谷地から同上原の間村道谷地中央線両側100メートルの範囲の区域 5 大字谷地から同生品の間村道谷地生品線両側100メートルの範囲の区域 6 大字川場湯原字上宿から字太郎の間県道平川沼田線両側100メートルの範囲の区域 7 大字川場湯原字太郎から字木賊の間県道平川沼田線両側100メートルの範囲の区域 8 大字萩室字屋原から大字立石までの県道平川沼田線両側200メートルの範囲の区域 9 大字中野字中野及び大字小田川のうち村道小田川線両側100メートルの範囲の区域
昭和村	第2種区域	国有林及び第3種区域を除く区域
	第3種区域	1 鎌沢区、上組区、中組区及び下宿区の区域 2 川額区のうち藤井地区の区域 3 県道昭和インター線両側100メートルの範囲の区域 4 昭和関屋工業団地の区域

表板倉町の部の次に次のように加える。

明和町	第2種区域	第3種区域及び第4種区域を除く区域
	第3種区域	国道122号両側100メートルの範囲の区域
	第4種区域	用途地域のうち工業専用地域の区域

表榛東村の部から同表明和町の部までを削る。

◎群馬県告示第95号

特定工場等において発生する騒音について規制する地域等の指定の告示（平成12年群馬県告示第553号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

本文中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市、同法第252条の22第1項に規定する中核市又は同法第252条の26の3第1項に規定する特例市」を「市」に改める。

表前橋市の部第2種区域の項3中「旧大胡町の」を「大胡支所の所管」に改め、同項4中「旧宮城村及び旧粕川村の」を「宮城支所及び粕川支所の所管」に改め、同項5中「旧富士見村の」を「富士見支所の所管」に改め、同部第3種区域の項1中「旧富士見村」を「富士見支所の所管区域内」に、「旧大胡町」を「大胡支所の所管区域内」に改め、同項2中「旧粕川村の」を「粕川支所の所管」に改め、同部第4種区域の項1中「旧大胡町」を「大胡支所の所管区域内」に改める。

表高崎市の部の次に次のように加える。

桐生市	第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の区域
	第2種区域	- 用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域 - 用途地域を除く区域のうち次に掲げる区域 - 堤町一丁目、堤町二丁目、堤町三丁目及び宮本町三丁目のうち市道10153号の起点と同2級-37号の終点を結ぶ直線以南の区域 - 小曾根町、宮本町二丁目、西久方町二丁目及び天神町三丁目の区域 - 宮本町四丁目及び西久方町一丁目のうち市道10437号の起点と同10408号の終点を結ぶ直線以東の区域 - 宮本町四丁目及び西久方町一丁目のうち市道10159号の起点と同10410号の終点を結ぶ直線以南の区域 - 広沢町三丁目及び広沢町四丁目のうち市道30300号の起点と同30245号の起点を結ぶ直線以北の区域 - 新里町のうち第3種区域及び第4種区域を除く区域 - 黒保根町水沼のうち第3種区域を除く区域 - 黒保根町八木原の区域 - 黒保根町上田沢のうち字奥山を除く区域 - 黒保根町下田沢のうち字赤面及び同ヤヨウを除く区域 - 黒保根町宿廻のうち字内野を除く区域
	第3種区域	- 用途地域のうち近隣商業地域及び商業地域の区域 - 主要地方道前橋大間々桐生線の新里町山上天笠から同新川宿十字路までの両側50メートルの範囲の区域 - 主要地方道伊勢崎大間々線の新里町新川広間地から同新川天神までの両側50メートルの範囲の区域 - 新里町新川のうち農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条の規定による工業等を導入すべき地区（以下この項において「工業等導入地区」という。）の区域 - 新里町野及び同小林のうち工業等導入地区の区域 - 新里町野字十二社の区域 - 黒保根町水沼のうち国道122号線の早房橋から県道根利八木原大間々線の八木原入口までの間の両側100メートルの範囲の区域
	第4種区域	- 用途地域のうち準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域 - 用途地域を除く区域のうち次に掲げる区域 - 川内町一丁目のうち県道川内堤線、市道1級55号、同60054号及び同60055号の東側100メートルの範囲の区域

		(2) 川内町三丁目のうち県道川内堤線の東側100メートルの範囲の区域 (3) 川内町五丁目のうち鴨押橋以南の県道駒形大間々線の両側100メートル、同川内堤線の東側100メートル、市道60312号及び川内町五丁目923番地の1地先以南の同1級61号の両側50メートル並びに同1級62号の両側50メートルの範囲の区域 (4) 菱町二丁目のうち東西橋以南の市道1級8号の両側100メートルの範囲の区域 3 新里町山上字鳥居坂の区域 4 新里町板橋字長田及び同下田の区域
--	--	--

同表太田市の次に次のように加える。

沼田市	第2種区域	1 都市計画区域のうち第3種区域及び第4種区域を除く区域 2 白沢町平出及び白沢町尾合の区域のうち第3種区域を除く区域 3 白沢町のうち国道120号両側300メートルの範囲の区域 4 白沢町のうち市道高平・モモガイ線、同生枝・岩室線、同白沢・川場線、同上古語父・利南線及び同蓬田・萩室線両側300メートルの範囲の区域 5 白沢町高平字戸ノ敷、白沢町上古語父字前原及び白沢町上古語父字原田の区域 6 利根町高戸谷、利根町追貝のうち字後田、字川端、字原開戸、字広内、利根町平川のうち字伊香原、字立沢及び利根町大原字下宿の区域 7 利根町平川、利根町千鳥及び利根町追貝のうち市道平川線両側150メートルの範囲の区域 8 利根町老神のうち県道老神温泉線両側150メートルの範囲の区域 9 利根町大原、利根町追貝及び利根町平川のうち国道120号両側200メートルの範囲の区域 10 利根町大原及び利根町老神のうち市道大原老神線両側150メートルの範囲の区域
	第3種区域	1 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（井土上町、恩田町及び硯田町を除く。）の区域 2 白沢町尾合のうち字白沢、字岩羽場、字大縄下及び字霜原の区域 3 利根町老神字湯の上のうち第2種区域を除く区域
	第4種区域	用途地域のうち準工業地域（第3種区域を除く。）及び工業専用地域の区域
	第5種区域	用途地域のうち工業専用地域の区域
館林市	第1種区域	用途地域のうち第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域の区域
	第2種区域	1 用途地域のうち第二種中高層住居専用地域及び第一種住居地域の区域 2 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）の区域（第4種区域を除く。）
	第3種区域	用途地域のうち第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域（第4種区域を除く。）
	第4種区域	1 用途地域のうち工業専用地域の区域 2 用途地域のうち近隣商業地域であつて、西部第一南土地区画整理事業14街区のうち1の区域並びに同22街区のうち1から3までの区域 3 用途地域のうち準工業地域であつて、西部第一南土地区画整理事業36街区のうち1から4までの区域、同38街区のうち1から7まで及び14の区域、同106街区のうち2及び3の区域並びに西部第一中土地区画整理事業26街区のうち1、3及び4の区域
渋川市	第2種区域	1 旧渋川市の用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域 2 旧渋川市のうち用途地域を除く区域 3 伊香保町伊香保字湯沢、同炭附街道、同大日向、同甲五輪平、同乙五輪平、同一文字、同甲梨木、同乙梨木、同丙梨木、同上湯沢、同上ノ山、同物間山、同十二平、同甲湯元、同乙湯元、同袋山、同諏訪平、同行人塚、同河原畑、同甲ノ中子、同乙ノ中子、同苗松、同甲ノ硯石及び乙ノ硯石の区域 4 伊香保町湯中子字東組、同西組及び同長峰の区域

		5 伊香保町水沢字宮前の区域 6 北橋町の区域 7 赤城町の区域 8 吾妻川、小野子と横堀の境界、主要地方道渋川下新田線、市道4-4024号線、同4-4023号線、同4-4023号線の終点と同4-4028号線の終点を結ぶ直線、同4-4028号線、同4-4051号線、同4-4247号線、同4-5014号線、同4-5035号線、林道奥子持線、市道4-6168号線、同4-5034号線、同4-6109号線、同4-6168号線、同4-8号線、同4-4247号線、国道17号線及び利根川に囲まれた区域並びに字仙石、同名引沢、同立和田、同十二沢、同戸屋、同桐木、同西沢入、同東沢入、同瘠敏、同善棚、同中谷戸、同小沢、同大貝戸、同高立及び同加生のうち第3種区域を除いた区域 9 小野子字広町、同宮ノ下、同石合、同宮原、同田島、同後久保、同後田、同上手、同鯨谷戸、同井戸上、同八木沢清水、同藤田、同一本木、同八木沢、同又五郎、同油谷戸、同滝岡、同滝岡堂下、同木之間、同釜久保、同平沢、同大ヶ谷戸、同上ノ山、同関口、同日照、同唐沢、同染歯、同外河原、同小野子田、同小見山、同北ノ谷戸、同宮、同沢頭、同中田、同田野入、同長福寺、同落釜、同前原、同鳥屋、同三田野、同祖母塚、同東光寺、同戸室、同田野、同城ノ腰、同南谷戸、同糺屋、同龍王、同宮坂、同金善寺、同大平、同伊久保、同程久保、同陣出及び同四方木の区域 10 村上字岩井堂、同北塩川、同塩川、同塩ノ上、同西原、同東原、同石臼、同別当、同谷後、同谷ノ口、同沼出城里、同黒岩、同上中尾、同中尾、同下中尾、同榎平、同鑄沢、同上ノ街戸、同南、同下平、同田島、同伊久保、同甲里、同甲里山及び同如意庵の区域
	第3種区域	1 旧渋川市の用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域 2 伊香保町伊香保字原、同乙ノ原、同一ッ穴、同西沢、同香湯、同甲境沢、同乙境沢、同赤土、同雷ノ塚、同甲ノ外野及び同乙ノ外野の区域 3 吾妻橋北端から中郷長坂地内市道4-8号線までの間の国道17号線及び鯉沢十字路より主要地方道渋川下新田線までの間の市道4-11号線、国道353号線の両側50メートルの範囲の区域及び白井字尖野131番地から白井字北中道2384-2番地までの区域の国道17号バイパスの両側50メートルの範囲の区域並びに白井字北中道2367-2番地から吹屋字平間510-5番地までの区域の国道353号バイパスの両側50メートルの範囲の区域 4 小野子字細田の区域 5 村上字堀ノ内、同御甲山及び同寺沢の区域
	第4種区域	旧渋川市の用途地域のうち工業地域及び工業専用地域の区域
藤岡市	第1種区域	用途地域のうち第一種低層住居専用地域の区域
	第2種区域	1 用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域 2 下日野、上日野及び高山（高木を除く。）の区域 3 譲原、保美濃山及び坂原の国道462号線の両側500メートルの範囲の区域 4 三波川の県道会場鬼石線の両側500メートルの範囲の区域 5 鬼石及び浄法寺のうち都市計画区域を除く区域
	第3種区域	1 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域 2 市街化調整区域の区域 3 金井の区域 4 鬼石及び浄法寺のうち都市計画区域の区域
	第4種区域	用途地域のうち工業地域及び工業専用地域の区域
富岡市	第2種区域	1 用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域 2 用途地域を除く区域（第3種区域及び第4種区域を除く区域）
	第3種区域	1 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域 2 用途地域を除く区域のうち次に掲げる区域 （1）富岡、七日市、田島、曾木、宮崎、南蛇井、中沢、神成及び上小林の区域

		(2) 別保のうち高田川以南の区域 (3) 一ノ宮のうち坂井工業団地及び高田川以北を除く区域 (4) 宇田のうち宇田工業団地を除く区域 (5) 神農原のうち神農原工業団地を除く区域 (6) 田篠のうち田篠工業団地及び田篠住宅団地を除く区域 (7) 主要地方道前橋安中富岡線のうち県道安中富岡線の起点以南100メートルの地点から主要地方道藤木高崎線の起点までの間の両側150メートルの範囲の区域
	第4種区域	1 用途地域のうち工業専用地域の区域 2 宇田工業団地の区域 3 神農原工業団地の区域 4 田篠工業団地の区域 5 坂井工業団地の区域 6 藤木工業団地の区域 7 桑原製材団地の区域
安中市	第1種区域	用途地域のうち第一種低層住居専用地域（松井田町の区域を除く。）の区域
	第2種区域	第1種区域、第3種区域及び第4種区域を除く区域
	第3種区域	1 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域 2 用途地域のうち工業地域で、松井田町松井田の区域 3 磯部2丁目字西浦169番地、字一ノ坪189番地、同190番地、同191番地、同192番地、同193-1番地、同194番地及び同195番地の区域
	第4種区域	用途地域のうち工業地域（松井田町松井田の区域を除く。）及び工業専用地域の区域
みどり市	第2種区域	1 笠懸町阿左美、同鹿、同久宮のうち第3種区域を除く区域 2 笠懸町西鹿田の区域 3 大間々町行政区9区、10区、11区、12区、14区、16区（平成19年4月1日において27区であった区域を除く。）及び17区 4 東町荻原、同花輪（字一区、同二区及び同三区）、同小中、同神戸、同草木及び同沢入のうち第3種区域を除く区域 5 東町小夜戸及び同座間の区域
	第3種区域	1 笠懸町阿左美のうち市道笠懸4058号線以南の主要地方道太田大間々線の西側100メートルの範囲の区域並びに主要地方道太田大間々線、市道笠懸4214号線、同4215号線、同304号線、市道1級5号線、東武鉄道株式会社桐生線並びに太田市との境界に囲まれた区域 2 笠懸町阿左美のうち市道笠懸4058号線以北の主要地方道太田大間々線の両側100メートルの範囲の区域 3 主要地方道大間々尾島線の両側100メートルの範囲の区域 4 笠懸町阿左美及び同鹿のうち国道50号線の両側100メートルの範囲の区域 5 笠懸町阿左美のうち県道阿左美桐生線の両側100メートルの範囲の区域 6 笠懸町阿左美及び同久宮のうち主要地方道桐生伊勢崎線の両側100メートルの範囲の区域 7 赤堀・東・笠懸工業流通団地の区域 8 大間々町行政区1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区及び13区の区域 9 東町荻原字高橋、同西町並、同東町並及び同久保の区域 10 東町花輪字町、同黒川、同中居、同丁、同三島、同古美門、同赤城、同唐沢、同黒虫、同前原、同平沢及び同犬目の区域 11 東町小中字砂原の区域 12 東町神戸字宿、同見沢、同長マド、同原、同谷頭、同高助及び同桑平木の区域 13 東町草木字原の区域 14 東町沢入字東宮、同高畑、同西、同宿及び同向沢入の区域

◎群馬県告示第96号

特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域等の指定の告示（平成12年群馬県告示第554号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

本文中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市、同法第252条の22第1項に規定する中核市又は同法第252条の26の3第1項に規定する特例市については、次の表の地域及び区域の区分のとおり」を「市については、特定工場等において発生する騒音について規制する地域等の指定（平成12年群馬県告示第553号）により指定された地域のうち、第1種区域及び第2種区域に該当するものを第1種区域、第3種区域及び第4種区域に該当するものを第2種区域」に改める。

表を削る。

◎群馬県告示第97号

飲食店営業等に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定の告示（平成12年群馬県告示第556号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

本文中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市、同法第252条の22第1項に規定する中核市又は同法第252条の26の3第1項に規定する特例市については、次の表の」を「市については、特定工場等において発生する騒音について規制する地域等の指定（平成12年群馬県告示第553号）により指定された」に改める。

表を削る。

◎群馬県告示第98号

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域及び騒音に係る環境基準に掲げる幹線交通を担う道路の指定の告示（平成13年群馬県告示第196号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

1の騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の表Aの項中「及び次表地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市、同法第252条の22第1項に規定する中核市又は同法第252条の26の3第1項に規定する特例市（以下「指定都市等」という。）の指定地域のうち第1種区域に指定された区域」を削り、同表Bの項中「及び次表指定都市等の指定地域のうち第2種区域に指定された区域」を削り、同表Cの項中「並びに次表指定都市等の指定地域のうち第3種区域及び第4種区域に指定された区域」を削り、1の指定都市等の指定地域の表を削る。

2の（1）中「市町村道」を「町村道」に改める。

◎群馬県告示第99号

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の告示（平成13年群馬県告示第197号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

表Ⅰの項中「次表地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市、同法第252条の22第1項に規定する中核市又は同法第252条の26の3第1項に規定する特例市（以下「指定都市等」という。）の指定地域」を「次表の市の指定地域」に改め、同表Ⅱの項中「次表指定都市等の指定地域」を「次表の市の指定地域」に改める。

指定都市等の指定地域の表中「指定都市等の」を「市の」に改め、同表高崎市の部の次に次のように加える。

渋川市	第2種区域	1 旧渋川市のうち用途地域を除く区域 2 伊香保町伊香保字湯沢、同炭附街道、同大日向、同甲五輪平、同乙五輪平、同一文字、同甲梨木、同乙梨木、同丙梨木、同上湯沢、同上ノ山、同物開山、同十二平、同甲湯元、同乙湯元、同袋山、同諏訪平、同行人塚、同河原畑、同甲ノ中子、同乙ノ中子、同苗松、同甲ノ硯石及び乙ノ硯石の区域 3 伊香保町湯中子字東組、同西組及び同長峰の区域 4 伊香保町水沢字宮前の区域 5 北橋町の区域 6 赤城町の区域 7 吾妻川、小野子と横堀の境界、主要地方道渋川下新田線、市道4-4024号線、同4-4023号線、同4-4023号線の終点と同4-4028号線の終点を結ぶ直線、同4-4028号線、同4-4051号線、同4-4247号線、同4-5014号線、同4-5035号線、林道奥子持線、市道4-6168号線、同4-5034号線、同4-6109号線、同4-6168号線、同4-8号線、同4-4247号線、国道17号線及び利根川に囲まれた区域並びに字仙石、同名引沢、同立和田、同十二沢、同戸屋、同桐木、同西沢入、同東沢入、同瘠敏、同善棚、同中谷戸、同小沢、同大貝戸、同高立及び同加生のうち第3種区域を除いた区域 8 小野子字広町、同宮ノ下、同石合、同宮原、同田島、同後久保、同後田、同上手、同鯨谷戸、同井戸上、同八木沢清水、同藤田、同一本木、同八木沢、同又五郎、同油谷戸、同滝岡、同滝岡堂下、同木之間、同釜久保、同平沢、同大ヶ谷戸、同上ノ山、同関口、同日照、同唐沢、同染歯、同外河原、同小野子田、同小見山、同北ノ谷戸、同宮、同沢頭、同中田、同田野入、同長福寺、同落釜、同前原、同鳥屋、同三田野、同祖母塚、同東光寺、同戸室、同田野、同城ノ腰、同南谷戸、同糶屋、同龍王、同宮坂、同金善寺、同大平、同伊久保、同程久保、同陣出及び同四方木の区域 9 村上字岩井堂、同北塩川、同塩川、同塩ノ上、同西原、同東原、同石臼、同別当、同谷後、同谷ノ口、同沼出城里、同黒岩、同上中尾、同中尾、同下中尾、同榎平、同鑓沢、同上ノ街戸、同南、同下平、同田島、同伊久保、同甲里、同甲里山及び同如意庵の区域
	第3種区域	1 伊香保町伊香保字原、同乙ノ原、同一ッ穴、同西沢、同香湯、同甲境沢、同乙境沢、同赤土、同雷ノ塚、同甲ノ外野及び同乙ノ外野の区域 2 吾妻橋北端から中郷長坂地内市道4-8号線までの間の国道17号線及び鯉沢十字路より主要地方道渋川下新田線までの間の市道4-11号線、国道353号線の両側50メートルの範囲の区域及び白井字尖野131番地から白井字北中道2384-2番地までの区域の国道17号バイパスの両側50メートルの範囲の区域並びに白井字北中道2367-2番地から吹屋字平間510-5番地までの区域の国道353号バイパスの両側50メートルの範囲の区域 3 小野子字細田の区域 4 村上字堀ノ内、同御甲山及び同寺沢の区域

藤岡市	第2種区域	1 下日野、上日野及び高山（高木を除く。）の区域 2 譲原、保美濃山及び坂原の国道462号線の両側500メートルの範囲の区域 3 三波川の県道会場鬼石線の両側500メートルの範囲の区域 4 鬼石及び浄法寺のうち都市計画区域を除く区域
	第3種区域	1 市街化調整区域の区域 2 金井の区域 3 鬼石及び浄法寺のうち都市計画区域の区域
安中市	第2種区域	第3種区域を除く区域
	第3種区域	磯部2丁目字西浦169番地、字一ノ坪189番地、同190番地、同191番地、同192番地、同193-1番地、同194番地及び同195番地の区域

◎群馬県告示第100号

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第17の付表の第1号に規定する区域の区分の指定の告示（平成13年群馬県告示第201号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

表中「次表地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市、同法第252条の22第1項に規定する中核市又は同法第252条の26の3第1項に規定する特例市（以下「指定都市等」という。）の指定地域」を「特定工場等において発生する騒音について規制する地域等の指定（平成12年群馬県告示第553号）により指定された地域（この表において「特定工場等騒音規制地域」という。）」に、「次表指定都市等」を「特定工場等騒音規制地域」に改める。

指定都市等の指定地域の表を削る。

◎群馬県告示第101号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 定期検査を行う区域 安中市
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
平成24年4月16日	午前10時～午後3時	安中市松井田庁舎

平成24年4月17日	午前10時～午後3時	安中市安中公民館
平成24年4月19日	午前10時～午後3時	安中市原市公民館
平成24年4月20日	午前10時～正午	安中市岩野谷公民館
平成24年4月26日	午前10時～午後3時	安中市役所

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県東部県民局太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	太田大間々線	太田市鳥山中町1769番の1地先から同市新田小金井町1451番の1地先まで	平成24年3月30日

◎群馬県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県東部県民局太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	足利伊勢崎線	太市新田小金井町1503番の1地先から同市同1446番の1地先まで	平成24年3月30日

◎群馬県告示第104号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の表に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域				
区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
永井（Ａ）－１	昭和村大字川額	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	永井（Ａ）－１	昭和村大字川額	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
永井（Ａ）－２	同上	同上	同上	永井（Ａ）－２	同上	同上	同上	同上
永井（Ｂ）－１	同上	同上	同上	永井（Ｂ）－１	同上	同上	同上	同上
永井（Ｂ）－２	同上	同上	同上	永井（Ｂ）－２	同上	同上	同上	同上
永井（Ｂ）－３	同上	同上	同上	永井（Ｂ）－３	同上	同上	同上	同上
永井（Ｂ）－４	同上	同上	同上	永井（Ｂ）－４	同上	同上	同上	同上
永井（Ｃ）	同上	同上	同上	永井（Ｃ）	同上	同上	同上	同上
宮貝戸－１	同上	同上	同上	宮貝戸－１	同上	同上	同上	同上
宮貝戸－２	同上	同上	同上	なし	なし	なし	なし	なし
入沢－１	昭和村大字森下	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	入沢－１	昭和村大字森下	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
入沢－２	同上	同上	同上	入沢－２	同上	同上	同上	同上
入沢－３	同上	同上	同上	入沢－３	同上	同上	同上	同上
峰改土	同上	同上	同上	峰改土	同上	同上	同上	同上
久保	昭和村大字椽久保	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	久保	昭和村大字椽久保	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
北－１	同上	同上	同上	北－１	同上	同上	同上	同上
北－２	同上	同上	同上	北－２	同上	同上	同上	同上
北－３	同上	同上	同上	北－３	同上	同上	同上	同上
糸井南－１	昭和村大字糸井	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	糸井南－１	昭和村大字糸井	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
糸井南－２	同上	同上	同上	糸井南－２	同上	同上	同上	同上
糸井南－３	同上	同上	同上	糸井南－３	同上	同上	同上	同上
上内出	同上	同上	同上	上内出	同上	同上	同上	同上
瀧谷	同上	同上	同上	瀧谷	同上	同上	同上	同上

清水－1	昭和村大字生越	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	清水－1	昭和村大字生越	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
清水－2	同上	同上	同上	清水－2	同上	同上	同上	同上
中内出－1	昭和村大字糸井	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	中内出－1	昭和村大字糸井	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
中内出－2	同上	同上	同上	中内出－2	同上	同上	同上	同上
宮原	昭和村大字森下	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	宮原	昭和村大字森下	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
根岸	昭和村大字貝野瀬	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	根岸	昭和村大字貝野瀬	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
永井（D）	昭和村大字川額	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	永井（D）	昭和村大字川額	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
小岩	昭和村大字椽久保	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	小岩	昭和村大字椽久保	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
宮原（B）－1	昭和村大字森下	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	宮原（B）－1	昭和村大字森下	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
宮原（B）－2	同上	同上	同上	宮原（B）－2	同上	同上	同上	同上
生越4	昭和村大字生越	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	生越4	昭和村大字生越	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
永井4	昭和村大字川額	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	永井4	昭和村大字川額	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
永井上組4－1	同上	同上	同上	永井上組4－1	同上	同上	同上	同上
永井上組4－2	同上	同上	同上	永井上組4－2	同上	同上	同上	同上
生越2	昭和村大字生越	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	生越2	昭和村大字生越	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
生越3	同上	同上	同上	生越3	同上	同上	同上	同上
滝寺2	昭和村大字貝野瀬	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	滝寺2	昭和村大字貝野瀬	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
田口1	昭和村大字糸井	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	田口1	昭和村大字糸井	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
田岸2	同上	同上	同上	田岸2	同上	同上	同上	同上
長者久保1	同上	同上	同上	長者久保1	同上	同上	同上	同上
滝寺1	同上	同上	同上	滝寺1	同上	同上	同上	同上
大河原2	同上	同上	同上	大河原2	同上	同上	同上	同上
吹張1－1	同上	同上	同上	吹張1－1	同上	同上	同上	同上
吹張1－2	同上	同上	同上	吹張1－2	同上	同上	同上	同上
永井1	昭和村大字川額	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	永井1	昭和村大字川額	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
永井3－1	同上	同上	同上	なし	なし	なし	なし	なし
永井3－2	同上	同上	同上	永井3－2	昭和村大字川額	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
永井5	同上	同上	同上	永井5	同上	同上	同上	同上
森下1	昭和村大字森下	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	森下1	昭和村大字森下	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
永井上組1	昭和村大字川額	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	永井上組1	昭和村大字川額	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり

永井上組2	同上	同上	同上	永井上組2	同上	同上	同上	同上
永井上組3	同上	同上	同上	永井上組3	同上	同上	同上	同上
後沢	昭和村大字川額	別図のとおり	土石流	後沢	昭和村大字川額	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
赤谷久保沢	同上	同上	同上	赤谷久保沢	同上	同上	同上	同上
日向沢	同上	同上	同上	日向沢	同上	同上	同上	同上
倉掛沢左	同上	同上	同上	なし	なし	なし	なし	なし
倉掛沢南	同上	同上	同上	なし	なし	なし	なし	なし
倉掛沢	同上	同上	同上	なし	なし	なし	なし	なし
関屋沢	同上	同上	同上	なし	なし	なし	なし	なし
松ノ木沢	昭和村大字森下	別図のとおり	土石流	松ノ木沢	昭和村大字森下	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
神名沢	昭和村大字椽久保	別図のとおり	土石流	なし	なし	なし	なし	なし
阿組沢	同上	同上	同上	なし	なし	なし	なし	なし
阿層沢	同上	同上	同上	阿層沢	昭和村大字椽久保	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
天神沢	昭和村大字糸井	別図のとおり	土石流	なし	なし	なし	なし	なし
二本木沢	同上	同上	同上	二本木沢	昭和村大字糸井	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
室淵沢	昭和村大字貝野瀬	別図のとおり	土石流	なし	なし	なし	なし	なし
後沢	同上	同上	同上	なし	なし	なし	なし	なし
川額沢B	昭和村大字川額	別図のとおり	土石流	川額沢B	昭和村大字川額	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
川額沢D	同上	同上	同上	なし	なし	なし	なし	なし
永田沢	昭和村大字森下	別図のとおり	土石流	なし	なし	なし	なし	なし

「別図」及び「別紙」は、省略し、群馬県利根沼田県民局沼田土木事務所及び昭和村役場に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成24年3月2日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人群馬県生活支援の会

- 3 代表者の氏名 坂西洋一
- 4 主たる事務所の所在地 渋川市中村121番地6SKビル1階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、生活保護受給者、障害者、中高年者、その他の手助けを必要とする人に対して、必要な援助に関する事業を行い、福祉活動、社会貢献等に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成24年3月5日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人わくわく体験群馬サポートセンター
- 3 代表者の氏名 中村文彦
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市吉井町本郷677番地5
- 5 定款に記載された目的 この法人は、グリーン・ツーリズム、エコツーリズムや文化伝統、産業の体験、各種アクティビティー等の体験型観光を通じて群馬県内の新たな観光産業の発展と都市と農山村の交流を推進する。農山村地域と観光地域、都市生活者を情報の集約と発信により有機的に結び、群馬県内各地域の経済的・社会的な活性化に寄与すると共に、実施する事業を通じ、青少年の健全育成や社会教育の推進と発展、自然環境や地球環境の保全を行う。また、食料自給率の向上および地産地消の推進と消費の拡大を目指し、群馬県内各地の地域資源の活用と人材育成の推進を行い、関与する分野において経済的・社会的活性化に寄与することを目的とする。

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

登録 番号	肥料の 種 類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生産業者の 名称及び住所	有効期限
群馬県登録 第1000 5号	乾燥菌体肥 料	新進7.5乾燥 菌体肥料	窒素全量 7.5% りん酸全量 3.5%	肥料取締法第 3条第1項の 規定による公 定規格のとお り	株式会社新進 東京都千代田区神田佐 久間町三丁目38番地	平成27年 1月8日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、上細井土地改良区の土地改良事業計画（区画整理）の変更を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

1 縦覧に供する書類

(1) 変更後の定款の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間 平成24年3月19日から同年4月17日まで

3 縦覧に供する場所 前橋市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があった。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
植栗	監 事	新 任	千葉茂夫	吾妻郡東吾妻町大字植栗1891番地
	同	退 任	須田繁	同 同 同 1148番地

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

商号又は名称	代表者氏名	事務所の所在地	免許番号	免許年月日
有限会社群馬東部 開発	藺田 博	みどり市大間々町桐原51番 地の2	群馬県知事（8） 第2907号	平成19年10月20 日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	建築基準法第42条第1項第4号に規定する道路	みどり市笠懸町鹿4837-1	延長 51.34 幅員 6.00	群馬県指令太土第30255-3号 平成23年3月2日
2	同	邑楽郡板倉町大字板倉字大林1480-4、1482-3、1483-2、1484-6、1484-7、1484-8、1485-4、1487-5、1502-5、1505-4、1505-5	延長 85.00 幅員 4.50	群馬県指令太土第30255-1号 平成23年4月7日
3	同	みどり市大間々町大間々1944-8	延長 71.40 幅員 6.05	群馬県指令太土第30255-5号 平成24年2月24日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保字見柳東913-4	延長 35.00 幅員 4.04	前土指定第304-20号 平成24年2月9日
2	同	北群馬郡吉岡町大字上野田字一町田98-4	延長 67.08 幅員 5.15 有効幅員 5.00	前土指定第304-21号 平成24年2月23日
3	同	みどり市笠懸町西鹿田173-6、174-11、174-18、174-11地先道	延長 64.83 有効延長 64.71 幅員 6.00	太土指定第30145-6号 平成24年2月29日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成24年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

指定番号	指定構造計算適合性判定機関の名称	変更後の事務所の所在地	変更日
第14号	一般財団法人さいたま住宅検査センター	東京都武蔵野市中町一丁目11番4号	平成24年3月15日

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

平成24年3月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 荒 木 勲

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,565
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 338,036
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	9,066
甘楽郡	7,308
吾妻郡	17,268
利根郡	10,615
佐波郡	9,749
邑楽郡	27,671
前橋市	92,350
高崎市	100,511
桐生市	33,983
伊勢崎市	53,497

太田市	56,777
沼田市	14,240
館林市	21,076
渋川市	23,233
藤岡市・多野郡	19,865
富岡市	14,191
安中市	17,324
みどり市	14,019

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111